

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 4月27日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	3号機	原子炉建屋天井クレーン補巻上電動機本格点検において、電動機の電機子(回転子)絶縁抵抗値に判定値外れが認められたため、当該電動機を修理。	GIII	
2	4号機	復水・給水導電率記録計において、記録用紙に印字されず(記録計が通常「自動」のところ「手動」になっていた)欠測(平成27年4月23日18時20分～平成27年4月24日13時35分)が認められたため、記録計を「手動」から「自動」に切り替え、印字再開。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系逆洗水受タンク(B)出口配管において、配管詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	GIII	
4	その他	木戸川取水設備用サージタンクNO. 1において、タンク内部の液位調整弁(フロート弁)の動作不良による排水配管から側溝への漏水が認められたため、当該弁フロート(浮き)部を交換。	GIII	